

建設業の課題をクラウドで解決

～建設業法施行規則改正と社会保険加入対策に
むけた取り組み事例～

三菱商事株式会社
ITサービス事業本部 コンサルティング事業ユニット

1. 建設業の特徴(クラウドサービスの観点から)
2. 弊社クラウドサービスについて
3. 建設業法施行規則改正の内容
(社会保険加入対策)
4. 弊社クラウドサービスを利用した社会保険加入対策
への取り組み

建設業の特徴(クラウドサービスの観点から)

多くの協力会社


→業界共通システム(市販サービス)の利用

施行管理に関する多くの関係法令

→ITを活用した業務効率化

有期のプロジェクト

→従量利用可能で、メンテナンス用意なシステム



クラウドサービスの活用

1. 建設業の特徴(クラウドサービスの観点から)
2. 弊社クラウドサービスについて
3. 建設業法施行規則改正の内容
(社会保険加入対策)
4. 弊社クラウドサービスを利用した社会保険加入対策
への取り組み

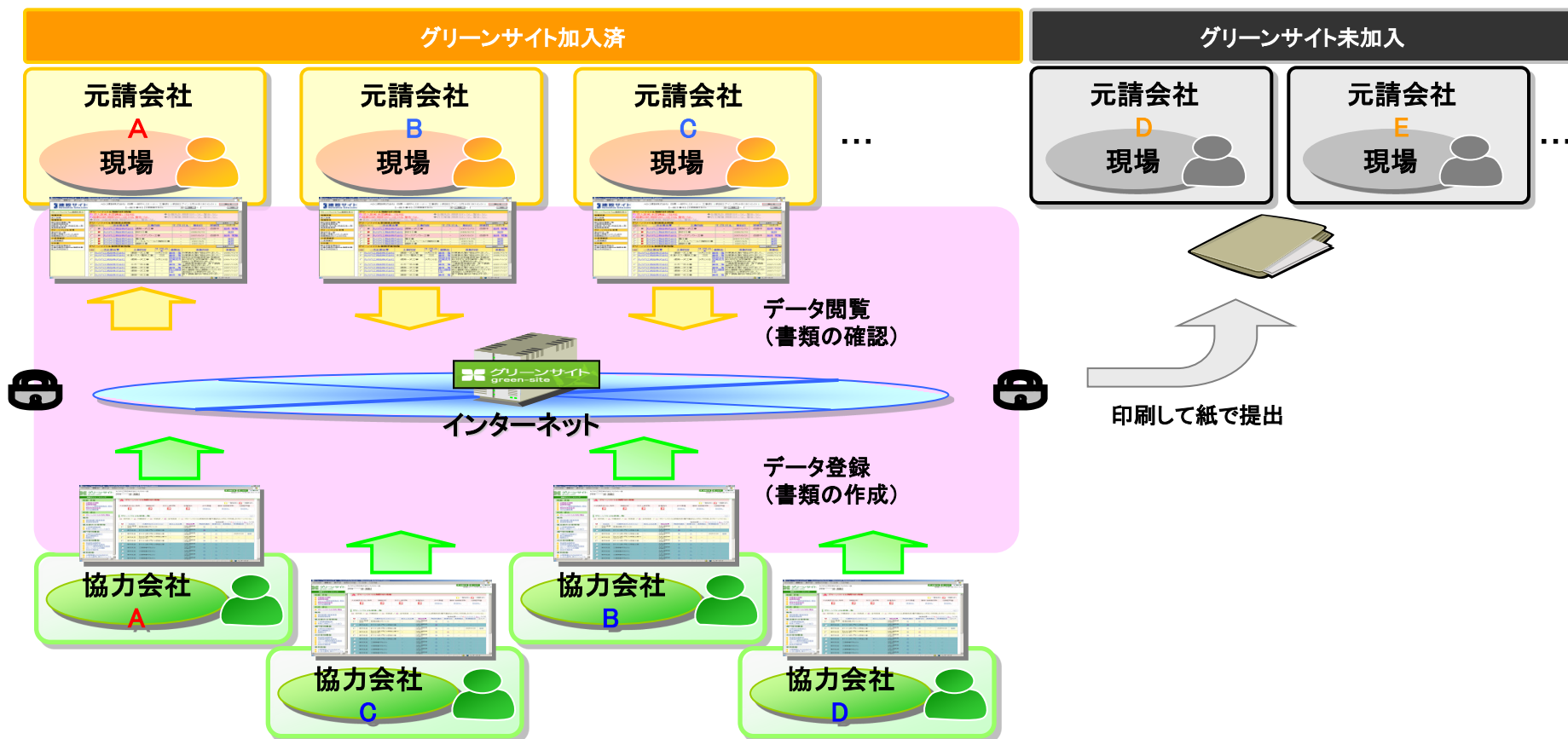
グリーンサイトとは



労務安全書類(通称“グリーンファイル”)を電子的に作成・提出・管理するため、元請会社・協力会社が加入する会員制(有償)のクラウドサービス。

<労務安全書類とは>

- 元請会社が安全管理を行うため、協力会社が現場毎に作成し元請会社に提出する書類(作業員名簿、再下請負通知書、下請負業者編成表、持込機械届など)



グリーンサイトの特徴(機能面)

データのマスタ管理

- ✓ 会社情報
- ✓ 作業員情報

データの入力チェック

- ✓ 必須記入項目のチェック
- ✓ 書類漏れのチェック

情報管理・検索

- ✓ 書類提出状況の一覧
- ✓ 期限切れ管理(健康診断、建設業許可、車両保険)
- ✓ 資格保有者の検索

グリーンサイトの特徴(運用面)

協力会社の登記情報確認

- ✓ サービス利用申込み時に、登記簿謄本・印鑑
証明書の内容確認

企業・作業員データの名寄せ管理

- ✓ 同一の企業、同一の作業員は、グリーンサイト
上で二重登録されないように管理
(一つのデータとして管理)
 - 企業データ→ 登記簿謄本等でチェック
 - 作業員データ→ 在籍証明書でチェック

1. 建設業の特徴(クラウドサービスの観点から)
2. 建設業向け弊社クラウドサービスについて
3. 建設業法施行規則改正の内容
(社会保険加入対策)
4. 弊社クラウドサービスを利用した社会保険加入対策への取り組み

建設業法施行規則改正の内容

社会保険未加入問題への対策の概要

別添 2

課題

- 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
- 技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

総合的対策の推進

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進

- ①行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置
(全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

2. 行政による制度的チェック・指導

- ①建設業許可・更新時の加入状況確認
・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
- ②建設業担当部局による監督
・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。指導・通報をしても、なお保険関係法令に違反する企業に対する監督処分。
- ③経営事項審査の厳格化
・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- ④社会保険担当部局(厚生労働省)との連携
・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。

3. 建設企業の取組

- 元請企業による下請指導
・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。
- 元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組
・元請企業、下請企業(特に1次下請企業)による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。
- 建設企業(特に下請企業)における取組
・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
・雇用関係にある者の保険加入徹底。
・業界における見積時の法定福利費の明示等。

4. 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策 ④重層下請構造の是正

5. その他

- ①就労履歴管理システムの普及・活用 ②社会保険適用促進に向けた研究

※平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
- を実現

<引用>国土交通省報道発表資料(2012年5月1日):

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」について
http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000156.html

建設業法施行規則改正の内容

「みんなで取り組む」建設業の保険加入

～平成24年7月から、新たな取り組みがスタートします～

別添 1

建設業の社会保険未加入対策の一環として、省令等^(※)の改正が行われました(H24.5.1公布)。これを受け、次のとおり、新たな取り組みがスタートします。^(※) 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号) 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第855号)

(1) 平成24年7月より、保険未加入企業に対する経営事項審査の評価が厳しくなります。

- 経営事項審査について、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されます。
(3保険すべてに未加入の場合: 現行▲60点→改正後▲120点)

(規則様式第25号の11・第25号の12、告示第1の4の1・付録第2関係)

(2) 平成24年11月より、許可申請書に、保険加入状況を記載した書面の添付が必要となります。

- 建設業の許可・更新の申請時に、新たに保険加入状況を記載した書面を提出していただきます。
国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則第4条・様式(新)第20号の3関係)

(3) 平成24年11月より、施工体制台帳に、保険加入状況の記載が必要となります。

- 施工体制台帳に、特定建設業者及び下請企業の保険加入状況を記載していただきます。また、下請企業には、再下請企業の保険加入状況を特定建設業者に通知していただきます。
国・都道府県の建設業担当部局は、営業所への立入検査による保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入検査による施工体制台帳等の確認を行い、元請企業による下請企業への指導状況の確認を実施します。

(規則第14条の2・第14条の4関係)

<引用>国土交通省 報道発表資料 別添1(2012年5月1日):

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」について http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000156.html

建設業法施行規則改正の内容

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要。指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業だが、元請企業がすべて直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

(2) 協力会社組織を通じた指導等

様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を実施
(ア) 協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握
(イ) 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨
(ウ) 未加入が発覚した協力会社への早期加入指導

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

(4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

※確認にあたっては、必要に応じ、関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい

<引用> 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(概要)

**労務安全書類(再下請負通知書や作業員名簿含む)を
正確かつ効率的に管理する必要**

1. 建設業の特徴(クラウドサービスの観点から)
2. 弊社クラウドサービスについて
3. 建設業法施行規則改正の内容
(社会保険加入対策)
4. 弊社クラウドサービスを利用した社会保険加入対策
への取り組み

1. 協力会社の入力

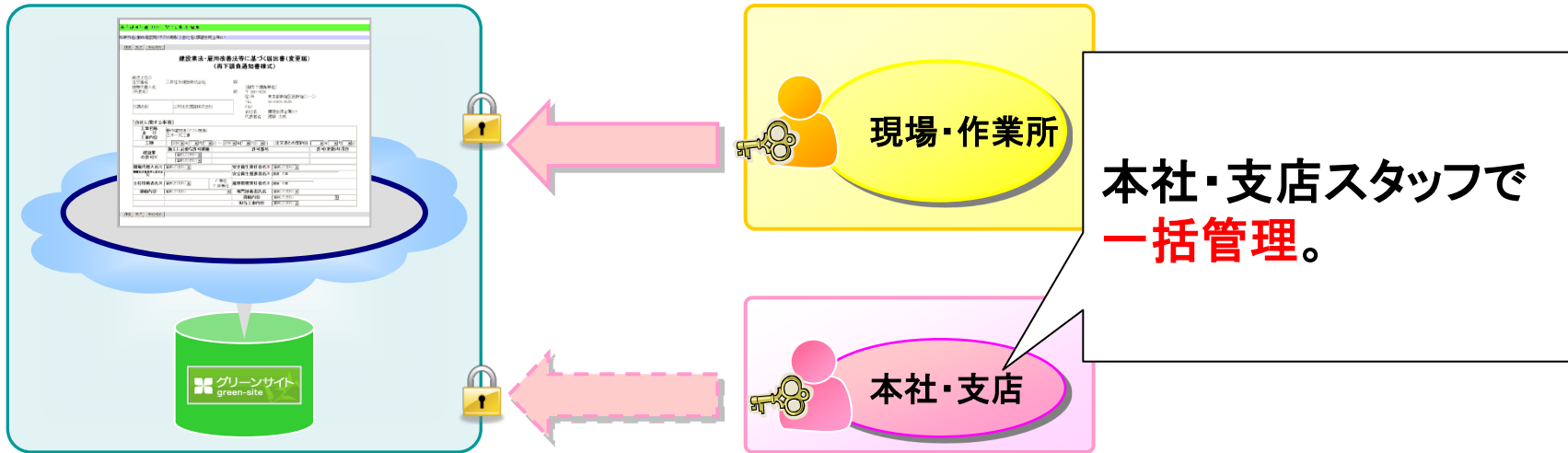
- 従業員情報画面、再下請負通知書画面で入力
(従業員情報としてマスター化)

2. 元請会社の確認

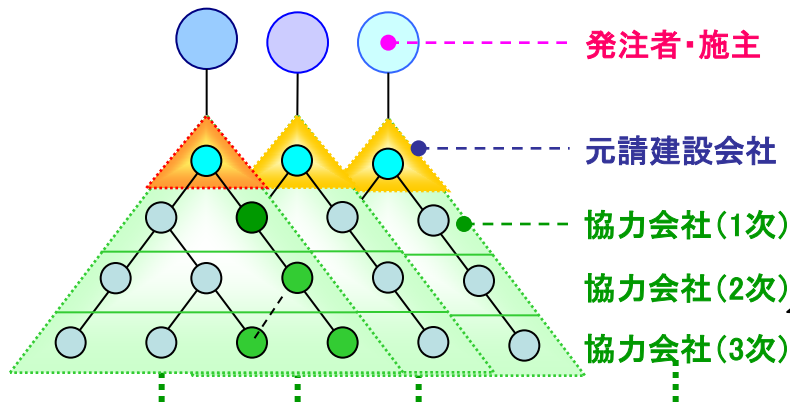
- 作業員の保険加入状況を一覧で確認
- 書類の不備内容(コメント)を登録し、協力会社に効率的に指導
- 指導内容は自動的に記録

グリーンサイトを利用した指導例

本社・支店スタッフの現場支援



業界全体で効率的な管理



どこかの元請会社が、協力会社に社会保険加入の指導を行い、グリーンサイトの情報が修正されれば、他の元請会社への提出書類内容も自動書き換え。